

## ◆◆ 国民年金

## 「年金請求の資格期間が「25年」から「10年」に短縮

老齢年金を受け取るためには、これまでは保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。今年3月から順次、日本年金機構から対象となる方に請求書類が入った黄色の封筒（A4サイズ）が送付されています。制度の開始は、平成29年8月1日（最も早い年金のお支払いは平成29年10月）です。

黄色の封筒が届いている方で、まだ請求手続きをされていない方は、お早めに手続きを行ってください。

なお、請求の手続きに関してご不明な点がありましたら、和歌山年金事務所（☎073・447・1660）までお問い合わせください。

## 問吉備庁舎住民課

## 国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場

合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができま

●平成29年度の申請書の受け付けは、7月3日(月) から開始

※申請・審査対象期間は、平成29年7月～平成30年6月。

※平成28年度以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

## ●免除・猶予の審査

免除の場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。

失業などの理由がある場合は、離職票などの証明書類の添付が必要です。

## ●保険料の追納

免除などの承認を受けた期間は、10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は当時の保険料に経過時間に応じた金額が加算されます。

## 問吉備庁舎住民課

## ◆◆ 案内

## 「ふれあい交流館」完成

この度、旧有田川町消防本部庁舎を改修し、「ふれあい交流館」として生まれ変わりました。

2階多目的室（定員約70人）は、7月3日(月)以降、会議や研修の場として町民の皆さまにご利用いただけます（要予約）。

●住所／徳田14番地5

## 問吉備庁舎総務課

## 地籍調査の成果の閲覧実施

●期間／7月8日(土)～7月27日(木) 9時～17時

※期間内の土日祝含む

●閲覧場所／金屋庁舎地籍調査課

平成27年度に地籍調査（現地調査）を行った地区のうち、次の地区について成果の閲覧を実施します。

該当する土地の所有者など、関係者の皆さまは必ず期間中にお越しください。この期間内のみ、誤り等訂正の申し出をすることができます。

●成果の閲覧実施地区／大字中の一部

## 問金屋庁舎地籍調査課

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。